

預貯金口座付番に係る 利用目的変更（追加）のお知らせ

東京証券信用組合（以下「当組合」といいます。）は、個人情報保護法第15条第2項および第18条第3項を踏まえ、「個人番号」および「個人番号をその内容に含む個人情報」の利用目的を下記のとおり変更（追加）することをお知らせ致します。

なお、変更日は、預貯金口座付番が開始される平成30年1月1日からと致しますので、申し添えます。

※変更（追加）点は下線部をご覧ください。

記

利用目的

当組合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等により、お客様の個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報を、以下の業務以外の目的で利用いたしません。

- ① 出資配当金の支払に関する法定調書作成・提供事務
- ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務（有価証券担保管理業務を含む。）
- ③ 金融商品取引に関する法定調書作成・提供事務（有価証券担保管理業務を含む。）
- ④ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- ⑤ 教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務
- ⑥ 預金保険法に基づく名寄せ・税務調査（犯則調査および滞納処分のための調査を含む。）・社会保障における資力調査等に関する事務
- ⑦ 預貯金口座付番に関する事務

〈預貯金口座付番について〉

法令により当組合は、お客様の預金口座に係る情報をマイナンバーと紐付けて管理すること（いわゆる「預貯金口座付番」）の義務が課せられます。行政機関等による税務調査や社会保障における資力調査への回答、あるいは預金保険法の規定にもとづく預金の名寄せのために、お客様のマイナンバーを利用することになります。

このため、当組合では、平成30年1月1日より、預金口座の開設や住所変更等のお手続きの際に、マイナンバーのご提示をお願い致しますので、ご理解ご協力くださいますようお願い致します。

以上